

養蜂振興法の改正のポイントについて

昭和30年養蜂振興法制定以来、蜜蜂を取り巻く環境が変化

課題

- ・趣味養蜂家の増加(日本みつばち、都市養蜂)
- ・蜜源の減少
- ・養蜂業者と趣味養蜂家との間で蜂場問題等でのトラブルが増加

検討方向

- ・ローヤルゼリーなどの蜂製品の位置付け
- ・養蜂全体の実態把握や蜂群の適正配置
- ・腐そ病等の伝染病への防疫体制
- ・都道府県の分布調整や転飼指導強化
- ・蜜源の確保対策

改正法案の主なポイント

施行予定日:平成25年1月1日

目的の改正

増産を図る対象にローヤルゼリー等の蜂産品を追加

届出義務の見直し

- ・これまで養蜂業者に課されていた養蜂の届出義務を養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課す
但し、花粉受粉用や蜂群配置の適正の確保等農林水産省令で定めた場合は届出の必要は不要
- ・農林水産省令は各都道府県における実情等を勘案して定める
- ・届出を受けた都道府県は、他の都道府県が飼育場所とされていた場合、当該都道府県知事に当該内容を通知しなければならない

蜜蜂の適切な管理

蜜蜂の飼育を行う者は衛生的な飼養管理を行うなど適切な管理に努める

蜜源植物の保護及び増殖

国及び地方公共団体は蜜源植物の病虫害防除や増殖活動支援等へ必要な施策を講ずる

蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置

都道府県は、蜂群配置調整や転飼の管理その他の必要な措置を講ずる

報告及び立入検査、罰則の引上げ

都道府県による報告徴収や立入検査、罰金及び過料の引上げ